

平田地域の期日前投票所の変更について

1 次回予定されている選挙（島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙）について

(1) 投票日

令和5年4月9日（日）

(2) 期日前投票所

8か所（予定）

(3) 期日前投票期間（告示日の翌日から）

①県知事選挙 … 16日間

②県議会議員選挙… 8日間

2 次回予定されている選挙における変更点について

(1) 場所の変更

変 更 前：平田行政センター

変 更 後：旧平田教育会館

変更理由：平田行政センターの建替え工事のため。

※新行政センターは令和7年3月竣工予定

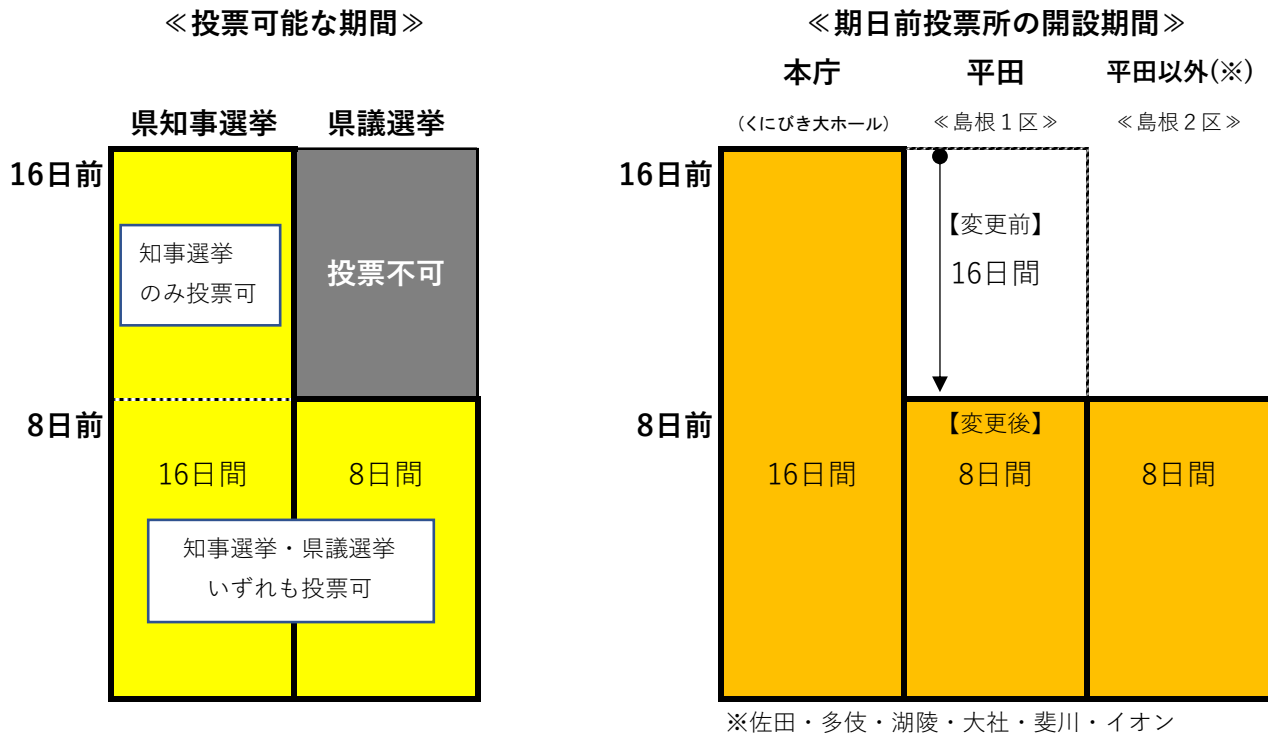


(2) 開設期間の変更

変更前：16日間

変更後：8日間（県知事・県議選挙が同時に投票できる期間から開設する）

変更理由：期日前投票期間の開始から8日間は、県知事選挙の投票しかできない上、過去の当該期間における平田地域の投票者数は、極めて少数であるため。



《知事・県議選挙における平田地域の期日前投票者数》

	H27	H31
投票日の16日前から8日前まで	8.5人/日	19.8人/日
投票日の8日前から前日まで	608人/日	706人/日

これまで本市では、衆議院選挙の選挙区が島根1区と島根2区に分割されていたこともあり、平田行政センター（1区）と本庁（2区）の2か所で、各選挙の公示日（告示日）の翌日から期日前投票所を開設してきましたが、公職選挙法の改正に伴い、分割が解消され、島根2区に統一されました。今後の各選挙においても、公示日（告示日）の翌日から開設する期日前投票所は、市長・市議選挙を除き、本庁1か所のみとする考えです。

《今後の各選挙の期日前投票所の開設期間》

	衆議	参議	知事	市長市議
本庁	11日間	16日間	16日間	6日間
本庁以外	8日間	8日間	8日間	6日間